

職員の定年の引上げに伴う関係規則  
の整備等に関する規則をここに公布す  
る。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第27号

### 職員の定年の引上げに伴う関係規則の整備等に関する規則

(野田市一般職の職員の給与支給規則の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与支給規則(昭和26年野田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する」を「野田市職員の定年等に関する条例(昭和59年野田市条例第23号)第12条又は13条第1項の規定により」に、「を占める」を「に採用された」に改める。

(野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則(昭和34年野田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「通用期間が支給単位期間(条例第11条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第11条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める額  
第6条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の2第1項第3号中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第8条の4第2項において「派遣等となった場合」という。)」に改め、同条第2項第1号中「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(

同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。))を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。))

ロ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 市長の定める額

第8条の2第2項第2号イ中「ロ」の次に「及びハ」を加え、同号ロ中「いる場合」の次に「(ハに掲げる場合を除く。))」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前号ロに掲げる場合 市長の定める額

第8条の3第1項第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

ロ 使用している定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長が定める

## 期間

第8条の4第2項中「法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を「派遣等となった場合」に、「は」を「) には」に改める。

第11条中「定期券」を「定期券等」に改める。

(野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「野田市職員の定年等に関する条例（昭和59年野田市条例第23号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項」を「野田市職員の定年等に関する条例（昭和59年野田市条例第23号）第12条又は第13条第1項」に、「採用」を「短時間勤務の職に採用」に改め、「短時間勤務の職を占める」を削る。

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和60年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条の2並びに別表第2第21号及び第22号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成3年野田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、附則第5項中「附則第6項第1号」を「附則第5項第1号」に改め、附則第6項中「附則第6項第2号」を「附則第5項第2号」に改め、附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に改める。

(野田市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 野田市職員の育児休業等に関する規則(平成4年野田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

第5条第3項及び第7条第2項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第8条 野田市職員の退職手当に関する規則(平成13年野田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第13条中「による」の次に「退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望することの申出並びに同項の規則で定める事業、同項の規則で定める職員及び同項の規定による退職後に事業を開始したこと等の」を加える。

(野田市職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 野田市職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成19年野田市規則第25号)を次のように改正する。

附則第2項中「附則第5項の」を「附則第3項の」に、「附則第4項」を「附則第2項」に、「附則第5項に」を「附則第3項に」に改め、附則第3項中「附則第7項」を「附則第5項」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

(野田市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第10条 野田市職員の退職管理に関する規則(平成28年野田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「

野田市職員の定年等に関する条例（昭和59年野田市条例第23号）第12条」に改める。

（野田市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 野田市職員の分限に関する条例施行規則（令和元年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改める。

（野田市職員の再任用に関する条例施行規則の廃止）

第12条 野田市職員の再任用に関する条例施行規則（平成24年野田市規則第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（野田市一般職の職員の給与支給規則の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、この規則による改正後の野田市一般職の職員の給与支給規則第2条の3に規定する短時間勤務の職に採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

（野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則第8条の2第1項第3号に規定する月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年野田市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始に

については、なお従前の例による。

(野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）及び暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第14条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の野田市一般職の管理職手当の支給に関する規則第2条第2項に規定する短時間勤務の職に採用された職員とみなして同規則の規定を適用する。

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第3条第2項及び第5条の2並びに別表第2の21の項及び同表の22の項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(野田市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員として採用された場合は、この規則による改正後の野田市職員の退職管理に関する規則（次項において「新規則」という。）第21条第2号に規定する場合とみなして、同規則の規定を適用する。

- 8 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第21条の規定の適用については、なお従前の例による。